

環境保護印刷推進協議会

- <平成19年度定時総会 決議事項>
- <会費改定:平成21年度定時総会 決議事項>
- <会費改定:平成25年度定時総会 決議事項>
- <会費改定:平成29年度定時総会 決議事項>

「准会員」制度について

<趣旨>

生産設備、印刷工場をもっていない製版・印刷会社、企画会社等にも加入の門戸を開く(対応製品に該当するCTP出力機器および印刷機械を所有していない会社を対象とする)。

- ・会員企業へのアウトソーシングを絶対条件とすることで、会員の加入メリットを高める。
- ・現行の「協賛会員」と同じように考え、役員の本選挙権、ならびに選挙権、任命権はないものとする。

第7条 (会員の種別)

①准会員

この会の目的に賛同し、環境保護印刷マークの使用を認められた、自社内に印刷工場(生産設備)を有せず、かつ正会員企業への生産委託を誓約した法人

注)正会員とは、本会(環境保護印刷推進協議会)の環境保護印刷マークの使用を認められた本会員(社内に印刷工場=生産設備をもつ法人)

【附帯バージョン】

- ・AⅠ:「デジタル印刷認証」バージョンを取得した法人
- ・AⅡ:「CO2削減貢献度認証」バージョンを取得した法人
- ・AⅢ:「デジタル印刷認証/CO2削減貢献度認証」バージョンを取得した法人

②B准会員【特例】

上述の「准会員」に順当せず、単体で「CO2削減貢献度認証」バージョンのみ取得した法人

<条件>

会員の紹介(推薦)を必要とする。

- ・正会員企業が製作したことを条件に、その印刷物に当該会員会社の「マーク」掲載を認める(入会時に預かる「推薦書」をもって保証書=マニフェスト=に代える)。
- ・正会員企業以外の印刷会社に発注したときはマークを掲載しない旨を、約束してもらって「誓約書」(遵守規定収録)をとっておく。

第8条 (入会)

この会に加入しようとする時は、認証申請書を提出したうえで理事会の承認を得なければならない。

2. ただし、准会員の場合は、会員の「推薦書」(紹介状)を添えるとともに、会員以外の印刷会社には生産を委託しない旨の「誓約書」を提出しなければならない。
3. 特別会員および名誉会員の場合は、入会の手続きを要しない。

第9条 (入会金及び会費)

この会の正会員及び准会員は、入会金及び会費を支払わなくてはならない。

<会費>

年15,000円(入会金は10,000円)とする

規約

第2条 准会員の会費は、年額金20,000円とする。

第4条 正会員・准会員・協賛会員の会費は、毎事業年度初めに1年分を1回徴収する。

<特典>

- ・会社案内、社名看板、名刺、自社広告など、各種PR用印刷物への「マーク」使用を認める。
ただし、登録番号(PIN No.)の使用は許されない。
- ・納品する印刷物には、生産を委託した正会員企業の登録番号付きの「マーク」を掲載できる。

【マーク使用ルール】 =准会員における特約事項=

A. 印刷物

- ・外注先として契約した当会会員会社が製作した場合にかぎり、その印刷物に当該会員会社の登録番号(PIN No.)付き「マーク」を掲載することができる。
- ・その場合、入会の際の会員の「推薦書」および准会員自身の「誓約書」をもって、環境保護印刷がなされたことを保証する必要がある。
- ・会員会社以外に発注した印刷物については、「マーク」を掲載してはならない。

B. 各種宣伝媒体

- ・会社の宣伝のための各種宣伝媒体に、自社の「マーク」(PIN No.付きでない専用マーク)を表示することは、本ルール規定に従う範囲で自由とする。